

1. 基本情報

評価対象年度 (令和4 年度)

施策コード	213	施策名	生活の安定の確保及び自立・就労支援
将来像	2	健幸でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)	
まちづくりの基本目標	21	ともに支え合って生活するまち	
担当部	福祉子ども部	担当課	生活福祉課

2. 施策の方向

10年後の姿	さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。		
施策の方向性	1	生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います	
	2	虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います	
	3	就労に関する情報提供や相談支援を行います	
	4	みんながともに支え合う地域福祉を推進します	

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

事務事業名	施策の方向性	担当課	令和4年度決算額
地域福祉総務事業	4	福祉総務課	4,750
権利擁護事業	2	介護保険課	24,138
生活困窮者自立支援事業	1	生活福祉課	56,333
養育費確保支援事業	1	子育て支援課	116
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	2	子ども家庭支援センター	6,937
子供食堂推進事業	1、4	子ども家庭支援センター	3,872
生活保護事務事業	1	生活福祉課	19,007
ふるさとハローワーク事業	3	産業振興課	6,336
小学校就学援助事業	1	教育企画課	33,290
中学校就学援助事業	1	教育企画課	34,321
総事業費(施策の合計)			189,100

4. まちづくり指標

指標情報				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	名称	生活困窮者に就労支援を行ったうち就労に結びついた人数		目標値	30	40	40	40	45
	説明	—	単位 人	実績値	50	40			
	抽出方法	所管課統計		達成率	166.7%	100.0%			
②	名称	あなたが住んでいる地域で、助け合いや支え合いができていると思う人の割合		目標値	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7
	説明	—	単位 %	実績値	30.9(※)	30.9(※)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	82.0%	82.0%			

※②抽出方法が世論調査のため、令和2年度の実績を記載している。

5. 評価(令和4年度実績に対する)

評価基準		評価※	評価理由
投入財源・成果 (「3. 構成事業 の状況」「4. ま ちづくり指標」) に対する評価	総合評価 (成果、投入財源 等を総合的に評 価)	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり指標の①の指標が達成されることは、「10年後の姿」で掲げる「さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めている」ことに繋がる。 ●生活困窮者自立支援事業による成果としては、生活保護に至る前の段階での生活困窮者の支援体制として機能した。令和3年度にかけて生活保護受給世帯は、ほぼ横ばいで推移してきたが、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病世帯に当てはまらない「その他」の世帯については、増加傾向にある。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、今後も被保護者が自立に向けて、安定した生活を維持できるように各種支援事業に引き続き取り組む。 ●虐待やDVについては市内で連携をとり、適切に対応することができた。 ●地域福祉の増進に向けては、民生・児童委員との連携や、清瀬市社会福祉協議会への運営費助成を行うことで、市と両輪の役割を果たしながら取り組んだ。「地域福祉の増進」についての取組みを図る指標の設定には課題が残るものの、各事業が成果に繋がりは始めている。 ●ひとり親家庭が不安定な時期にホームヘルパーを派遣することで、家庭内の状況を改善し、就労の継続や虐待等の防止効果が見られた。 ●コロナ禍でも子供食堂の活動を継続することで、不登校や虐待で居場所を見出しづらい子どもたちの居場所を確保することが出来た。また、貧困等によりバランスの取れた食事がままならない子どもたちに、月数回栄養バランスに配慮した食事を届けることができた。

※順調「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している
維持「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある
停滞「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

令和4年度からの 変更点	医療扶助のオンライン資格確認の導入(令和6年3月から本格運用)
-----------------	---------------------------------

7. 施策を進める上での課題

①	<p>生活保護受給者の増加などから就労可能な世帯(その他世帯)の自立支援と、生活困窮者自立相談支援事業の一体的な取り組みなどにより生活保護世帯や困窮者世帯の生活の安定、自立に向けた支援を一層推進する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況や企業倒産、失業率等を注視し、経済への影響に着目する。</p> <p>生活保護世帯のうち285世帯(令和5年3月末)は就労の可能性が高い「その他世帯」となっている。この世帯に向けた支援としては、就労支援及び家計改善支援の取組みを図ってきた。被保護世帯の抱える多様な課題に対応するため、個々の世帯ごとに就労阻害要因を把握するなど、引き続き自立に向けた個別プランの作成と必要に応じた支援を行う。</p>
②	<p>生活保護世帯には、生活環境により、子ども達の学習困難や孤立化傾向、ひきこもり、中途退学、ニートなど様々な問題がある。早期支援による貧困の連鎖の防止が課題となっている。</p> <p>現状の実施方法や効果を分析するとともに、多様化する課題については、引き続き他自治体の先駆的な取組みなどを参考に事業の充実に努める。これまで生活困窮者自立支援事業として学習支援事業を実施し、また生活保護受給世帯の中・高生には塾費用を助成するなど、進学率を高める対策を推進してきた。今後もこうした取組みを通じて貧困の連鎖を断ち切る対策に努める。</p>
③	<p>社会福祉協議会は、これまでも行政が賄いきれない福祉施策を実施してきているところであるが、令和7年に迫った「地域包括ケアシステム」構築のための体制整備など喫緊の課題を重点的に実施する必要がある。</p> <p>成年後見制度は、令和4年度より中核機関を設置し、後見人等選任後の支援や市民後見人の育成等を実施する。このことは、高齢者や障害者が尊厳を有し、安心して生活できるよう支援していくこととする。生活支援体制整備事業は、令和7年へ向け住民主体の通いの場の増設や、地域ケア会議を通じて地域のニーズや課題を抽出し、生活支援に向けた施策を検討する。</p>
④	<p>地域の担い手により子供食堂が市内に展開しているが、会場や担い手の課題があり、市内実施地域に偏りが見られる。地域のニーズを把握し、ニーズに合う地域での子供食堂の展開が課題である。</p> <p>子供食堂の機能(食事提供、居場所、学習支援)毎のニーズ把握と、ニーズにあった社会資源の開発を進めていく。</p>